

令和7年度第1回 渇水対策本部会議 次第

日時：令和8年3月5日（木）

時間：13:30～13:45

場所：奈良県庁本庁舎 第一応接室

1. 開会

2. 議題

(1) 現在の渇水状況について

(2) 今後の渇水対策の実施について（本部長指示事項）

3. 本部長（知事）総括

4. 閉会

【会議資料】

資料1：現在の渇水状況について

資料2：今後の渇水対策について

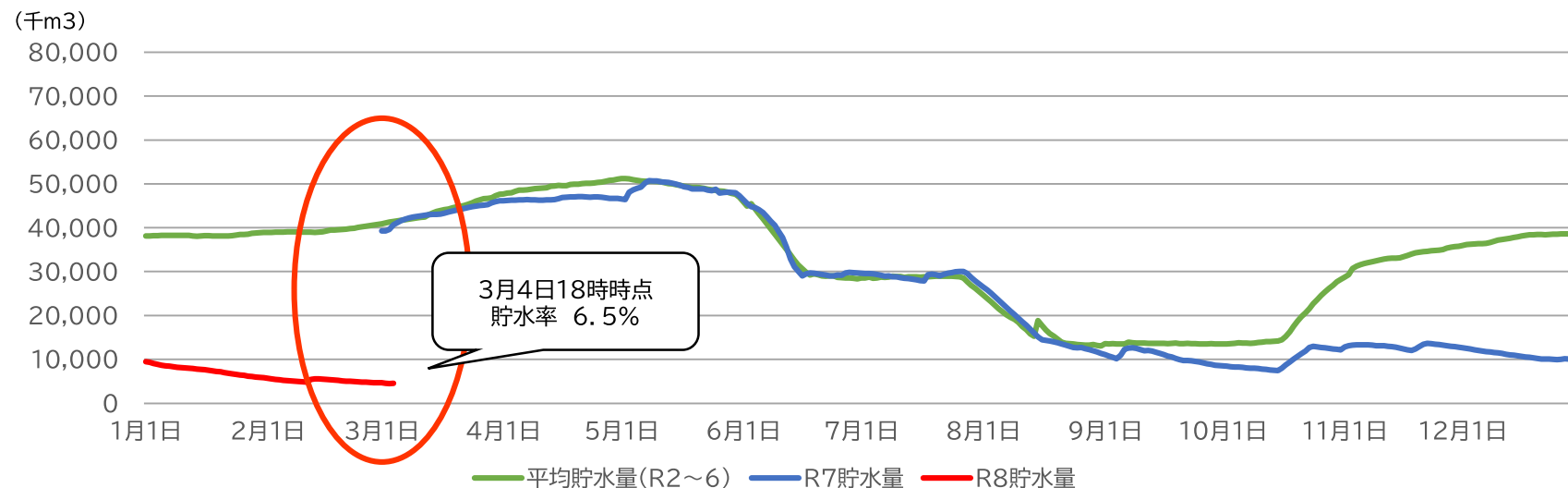
【資料 1】

現在の渇水状況について

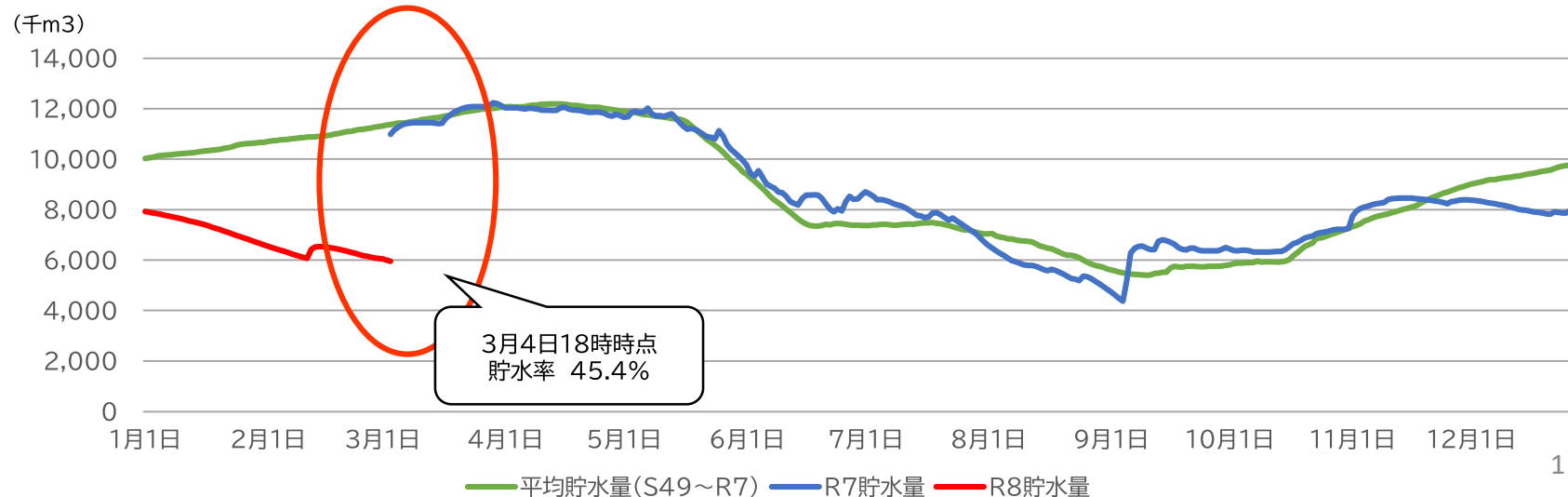
1. 奈良県広域水道企業団水道水源ダムの貯水量の状況

- ・奈良県広域水道企業団が水道水源とする**大滝ダム、室生ダムでの貯水量の減少傾向は現在も継続。**
- ・令和8年2月24日付けで決定された「紀の川渇水連絡会申し合わせ」では、2月26日より「奈良県域の水利使用について10%の取水制限」を実施するほか、取水制限の強化または解除については、貯水状況を引き続き注視しつつ決定することとされている。

貯水量推移【大滝ダム】

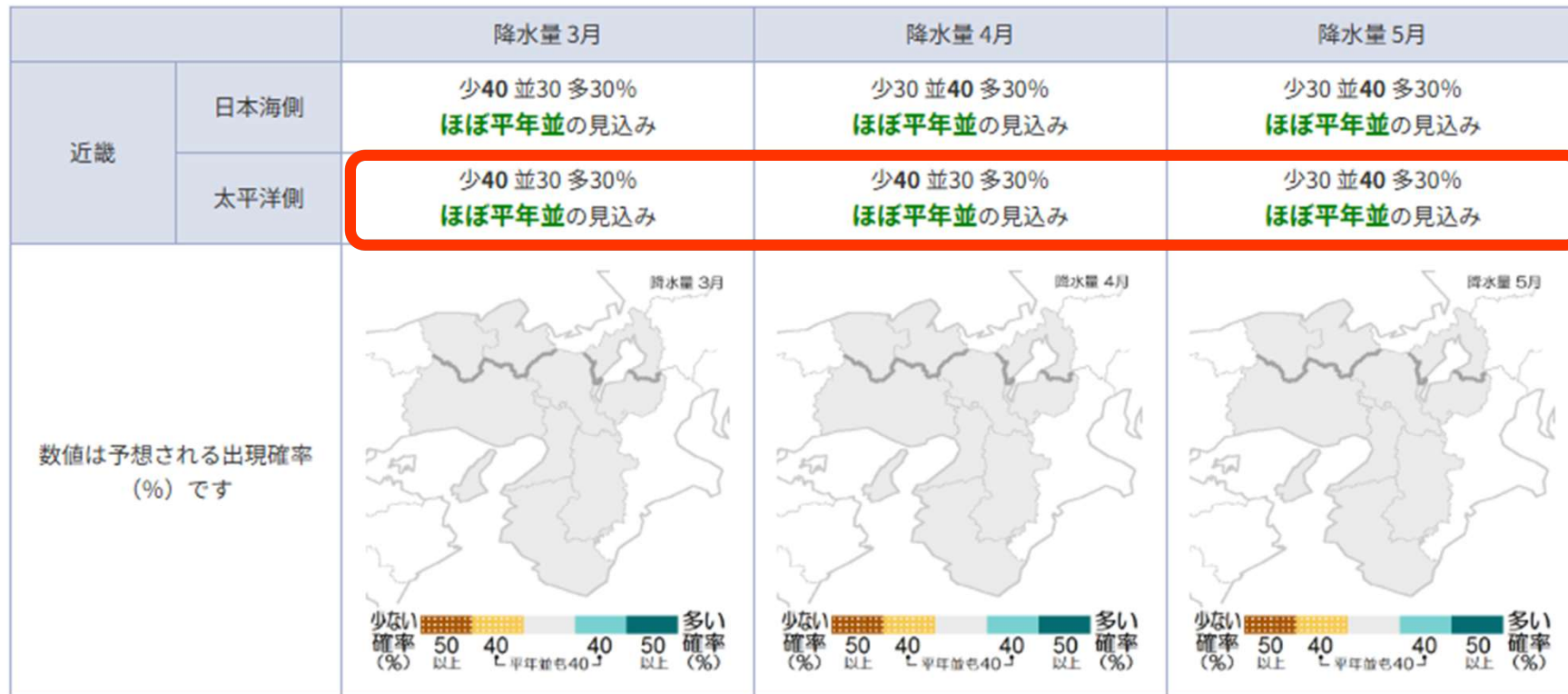


貯水量推移【室生ダム】



2. 今後の天候予測の見通し(気象庁発表)

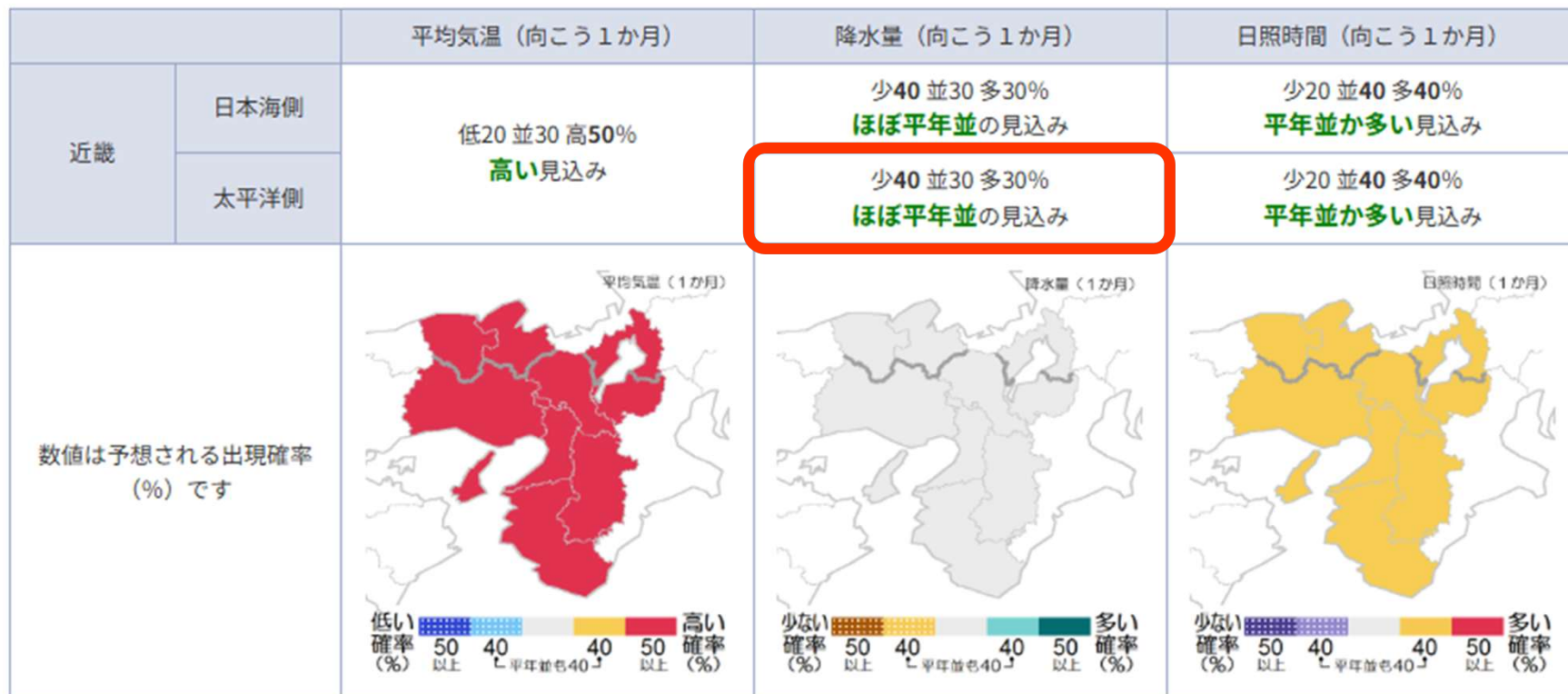
○ 向こう3ヶ月の降水量の見通し



【出典】気象庁ホームページ(R8.2.24発表)

2. 今後の天候予測の見通し(気象庁発表)

○ 向こう1ヶ月の天候の見通し(2/28~3/27)



【出典】気象庁ホームページ(R8.2.26発表)

3. 奈良県広域水道企業団の取組

- ・奈良県広域水道企業団では、令和8年3月5日付で「奈良県広域水道企業団渇水対策本部」を設置。
- ・取水制限が強化され水道給水に影響が生じる場合に備え、3月6日から地域ごとに試験的な減圧を実施していく予定。
- ・3月6日からは、各地で徐々に水道水の減圧処理を進めることになるので、一部の利用者様において水が出にくい、汚れるなどの状況が生じる可能性がある。

【参考】報道機関向け会議内容の説明

1.開催日時 令和8年3月6日(金) 13:00～

2. 場所 奈良県広域水道企業団本部1階会議室

3. 説明内容

- ・渇水状況とこれまでの取組
- ・今後の見通し
- ・今後の対策
- ・住民の皆様にお伝えしたいこと

【参考】奈良県広域水道企業団エリア外における渇水の影響

○ 上水道エリア

市町村名	渇水の影響
奈良市	主要な水源である布目ダムについて現在「10%の取水制限」が実施されているが、現時点で給水に影響なし。ただし、 <u>取水制限率が強化された場合には影響が生じる可能性あり。</u> (※)
葛城市	現時点で給水制限は実施していないが、 <u>水源である市内のため池の水量が少なく、ため池からの取水量を減量中。節水の呼びかけを実施。</u>

※水・大気環境課調べ

(※)布目ダムの取水制限について

・近畿地方整備局において令和8年2月5日付けで「木津川渇水対策会議」が開催され、同2月6日より「一律10%の取水制限」が開始。

【参考】奈良県広域水道企業団エリア外における渇水の影響

○ 簡易水道エリア

市町村名	渇水の影響
山添村	・ 布目ダムの取水制限(10%)の実施以降、節水の呼びかけを実施
曾爾村	・例年より水源の水量は少ないが、現時点で給水に影響はない。
御杖村	・例年より水源の水量は少ないが、現時点で給水に影響はない。
黒滝村	・ 一部水源で水量が不足しており、現在、他の水源から水を移送し対応。 ・その他の水源では現時点で給水に影響はない。
天川村	・現時点で給水に影響はない。
野迫川村	・現時点で給水に影響はない。
十津川村	・例年より水源の水量は少ないが、現時点で給水に影響はない。
下北山村	・例年より水源の水量は少ないが、現時点で給水に影響はない。
上北山村	・例年より水源の水量は少ないが、現時点で給水に影響はない。
川上村	・現時点で給水に影響はない。
東吉野村	・例年より水源の水量は少ないが、現時点で給水に影響はない。

※水・大気環境課調べ

県の今後の渇水対策について（本部長指示事項）

【資料2】

担当班	給水制限フェーズでの対応	所管課
総務班	・庁舎・県有施設の節水対策を行うこと。	管財課
	・庁舎・県有施設の管理面での影響確認	管財課
	・渇水の深刻化時に備えた自衛隊との調整	防災統括室
	・消防機関に林野火災警戒対策強化を呼びかけること。	消防救急課
広報班	・新聞、テレビ、ラジオ、SNS等の広報媒体を通し、県民へ節水の呼びかけを行うこと。	広報広聴課
	・県広報協会を通じて市町村への節水啓発広報を呼びかけること。	広報広聴課
地域創造班	・消費者団体（生活協同組合）に対し節水を呼びかけること。	県民暮らし課
	・大容量水使用事業所（県と包括連携協定を結んでいる企業等）に対し水質汚濁、水質事故防止と節水を呼びかけること。	県民暮らし課
	・保育園、こども園、小規模保育施設（公立、私立）等に対し節水を呼びかけること。	こども保育課
	・私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び公立大学法人奈良県立大学に対し節水を呼びかけること。	教育振興課
	・野外活動センターに対し節水を呼びかけること。	教育振興課
福祉保険班	・社会福祉施設・医療機関等に対し節水を呼びかけること。	福祉保険部総務課（→各事業課）
	・社会福祉施設・医療機関等に対し、給水制限に備えた必要な対策を講じるよう呼びかけること。	福祉保険部総務課（→各事業課）
	・社会福祉施設に対し、利用者等の健康面・衛生面に影響が出ないように注意喚起すること。	福祉保険部総務課（→各事業課）
	・給水制限時における医療機関等への影響を確認すること。	福祉保険部総務課（→各事業課）
	・大容量水使用事業所（旅館・ホテル等）に対し水質汚濁、水質事故防止と節水を呼びかけること。	薬務・衛生課
	・国の支援制度の確認を行うこと（厚生労働省関係）。	福祉保険部総務課（→各事業課）

担当班	給水制限フェーズでの対応	所管課
産業班	・工業団地関係者に対し節水を呼びかけること。	産業創造課
	・商工業団体、大規模店舗に対し節水を呼びかけること。	経営支援課
	・節水対策（芝生・植木散水等減量等）を行うこと。	奈良公園室
	・国の支援制度の確認を行うこと（経済産業省関係）	産業部総務課（→各事業課）
食農班	・農作物等の被害状況把握及び防止策を講じること。	農業水産振興課
	・土地改良区及び近畿農政局との利水調整を図ること。	農村振興課
	・かんがい期を見据えた対応の事前整理を行うこと	農村振興課
	・農業関係者向け広報素材の調整	食農部総務課（→各事業課）
	・農業団体等に対し節水を呼びかけること。	食農部総務課（→各事業課）
	・国の支援制度の確認を行うこと（農業関係）	食農部総務課（→各事業課）
県土マネジメント班	・天理ダム、初瀬ダムの渇水時運用について関係利水者との調整及び適切な運用を行うこと。	河川整備課
	・近畿地方整備局と連絡調整を行うこと。	河川整備課
	・公共交通機関に対し節水を呼びかけること。	リニア・地域交通課
	・建設業協会等関係団体に対し節水を呼びかけること。	建設産業課
	・県営住宅入居者に対し節水を呼びかけること。	住宅課
	・下水道施設への給水制限の影響確認を行うこと	下水道マネジメント課
	・公園施設への給水制限の影響確認を行うこと	公園企画課
	・国の支援制度の確認を行うこと（国土交通省関係）	県土マネジメント部総務課 （→各事業課）

担当班	給水制限フェーズでの対応	所管課
学校班	・ 県立教育機関における節水（グラウンドへの散水の減量等）の徹底を図ること。	教育委員会事務局総務課
	・ 市町村教育委員会に対し節水を呼びかけること。	教育委員会事務局総務課
	・ 国の支援制度の確認を行うこと（文部科学省関係）	教育委員会事務局総務課 （→各事業課）
環境森林班	・ 渇水対策に関する総括事務を処理すること。	水・大気環境課
	・ 庁内各班、近畿地方整備局等との情報交換を行うこと。	水・大気環境課
	・ 市町村、県警本部、国の出先機関、国立大学長に対し節水を呼びかけること。	水・大気環境課
	・ 私営簡易水道事業者及び専用水道設置者に対し節水を呼びかけること。	水・大気環境課
	・ 大規模排水事業場に対し節水を呼びかけること。	水・大気環境課
	・ 水道事業者に対し減圧、時間給水に伴う出水不良又は断水地区への応急給水計画の作成を働きかけること。	水・大気環境課
	・ 渇水状況が長期化・深刻化した場合の災害対応への切替 ・ 国の支援制度の確認を行うこと（水道関係）	水・大気環境課 水・大気環境課
各班共通	・ 各関係団体への給水制限の影響確認を行うこと。	各課